

東日本大震災後の輸出と日本政府の対応

(1) 我が国の食品・製品に対する諸国の対応と風評問題

2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故に関連して、一部の国・地域において、農林水産物・食品を中心に我が国輸出品への輸入停止や産地証明書、放射性物質検査証明書等の添付を求める等の措置がとられた。農林水産物・食品への輸入規制は撤廃¹が進んでいるものの、一部の国・地域でいまだ措置が残っている²。それに加えて、2023年8月24日に開始された福島第一原発からのALPS処理水の海洋放出を契機に、中国、香港、マカオ、ロシアが日本産水産物等に対する新たな輸入制限措置を開始した。

上記のうち、現時点で日本産品に対し最も広範かつ強力な輸入制限を行っているのは中国である。現在、福島を含む10都県産の全ての食品、飼料（新潟県産の米を除く）の輸入を停止している。その他37道府県の産品についても、「野菜・果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）」について、放射性物質の検査項目が合意されていないため、事実上輸入を停止しているほか、ALPS処理水の海洋放出に伴い、水産物（食用水産動物を含む）の輸入を全面的に一時停止した。2025年6月に中国政府から、日本の一部地域の水産物の輸入に関する公告が発出されたところ、引き続き中国側に対して、現在申請中の輸出関連施設の速やかな再登録を含む輸出の円滑化を働きかけていくとともに、残された10都県の水産物の輸入規制の撤廃等を強く求めていく。

ALPS処理水を契機に日本産水産物等の輸入を禁止したのは、中国の他には香港・マカオ（2023年8月24日～）及びロシア（同年10月16日～）である。これらの国・地域は、従前の規制と合わせ、日本産食品の輸入規制を強化することとなった。

このほか、韓国は、従前から(i)8県産³の全ての水産物の輸入停止措置、(ii)輸入通関時に放射性物質が検出された場合、ストロンチウム等の検査証明書を追加要求する等の輸入規制を講じている。

我が国は、福島第一原発の事故直後から、我が国の食品・製品の安全性確保のため、国際基準⁴に準じて、徹底した措置を講じてきた。そして、当該措置につき各国・地域の政府・報道機関・消費者に対し迅速かつ正確な情報発信を実施するほか、輸入規制を継続している国・地域に対しては、科学的根拠⁵に基づき規制の撤廃を働きかけてきた。ALPS処理水の海洋放出は、国際法や国際安全基準を遵守して行われており、ALPS処理後のタンクの水のモニタリング、海水により希釈した後の水のモニタリング、放出後の海水・水産物等のモニタリングと重層的なモニタリングが実施され、安全であることが確認されている。また、トリチウム濃度を含むモニタリング結果は迅速に多言語で公開されている。この状況下において、何らの科学的根拠を伴わない輸入制限措置は、SPS協定その他の国際協定に到底整合しないと考えられる。我が国としては、引き続き、我が国輸出品の安全性を確保すべく官民を挙げて取り組み、同時に各国・地域に対し、国際ルールに沿った対応を求めていく。

【参考】各国・地域の農林水産物・食品の規制撤廃状況

これまでに50か国・地域が規制を撤廃した。農林水産物・食品の輸入停止措置を講じている国・地域（特定品目の輸入を停止する措置を記載し、検査証明書・産地証明書の添付要求等手続的な規制のみの場合は含まない。）は以下のとおり（2026年2月16日現在）。

¹カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ（一部の野生動物肉を除く）、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦（野生鳥獣肉を除く）、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、仏領ポリネシア、台湾。

²東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制措置の現状については、農林水産省HPで最新状況を公開中。「諸外国・地域の規制措置」

https://www.maff.go.jp/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

³青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県

⁴食品に関するコーデックス委員会（年間線量1mSv未満）、飲料水に関するWHOの放射性物質の指標値（10Bq/kg）、空間線量に関するICRP基準（年間線量緊急時100mSv未満、平常時1mSv未満）等。

⁵このような貿易制限的な措置について科学的根拠を要求する国際法上の根拠は、SPS協定とTBT協定である。

<図表 資料-4 >各国・地域の農林水産物・食品の規制撤廃状況

国・地域	輸入停止措置対象都県	輸入停止品目
中国	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、長野	全ての食品、飼料
	新潟	米を除く食品、飼料
	上記以外 37 道府県	野菜、果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）（※）（※※）
香港	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、新潟、長野	水産物（海塩、海藻やその加工品含む。）
	福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳
マカオ	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、新潟、長野	生鮮食品、動物性食品、海塩、海藻（野菜、果 実、乳製品、水産製品、肉製品、家きん卵等を含 む。）
ロシア	47 都道府県	魚、甲殻類、軟体動物その他の水棲無脊椎動物
韓国	青森、岩手、宮城、福島、茨城、 栃木、群馬、千葉	全ての水産物
	青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、 群馬、埼玉、千葉、神奈川、 新潟、山梨、長野、静岡	日本で過去に出荷制限対象となった品目（既に 出荷制限が解除された品目も含む）

※ 37 道府県の水産物については、2025 年 6 月、中国政府から、輸入を回復させる公告が発出された。輸出関連施設の登録手続き等が完了され次第、輸出可能。

※※ 37 道府県の野菜、果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）について、中国は放射性物質検査証明書の添付を求めているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、事実上これらの品目の輸入が認められていない。

(2) 我が国食品・製品安全確保のための取組

①モニタリング体制の迅速な構築

(a) 大気・土壌・水道水・海水

2011 年 3 月 14 日以降、政府は、空間、海域、上水道等につきモニタリングを実施、結果を各省庁のホームページで公表するほか、農林土壌についても、地方自治体・大学と協力して福島県他近隣 5 県でモニタリングを実施、放射性物質の分布を把握し、除染計画の検討材料としている。なお、これまでのモニタリング結果を参照すると、避難区域外の我が国主要都市における大気や土壌等の放射性物質量は、人体に影響を及ぼす水準⁶にない。

また、福島第一原発からの ALPS 処理水放出を契機に、政府・東京電力はさらに広範・網羅的なモニタリング体制を構築した。東京電力は、ALPS 処理水に有意に存在する可能性がある測定・評価対象核種 29 核種、トリチウム、ALPS 除去対象核種のうち測定・評価対象核種に含まれない 39 核種の合計 69 核種を希釈放出前に測定（第三者機関による測定を含む）し、トリチウム以外の放射性物質の濃度が、環境への放出に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化されていることを確認しており、トリチウムについても、海水で希釈後、日本政府の基本方針で示された上限値を下回ることを確認しながら、放出を行っている。また、放水口から周辺海域 10 km をはじめ広範な海域において放射性核種を継続的に検査しており、これらのモニタリングの結果から、ALPS 処理水の海洋放出は人や

⁶ 原発から 230 km 以上離れた東京においては、震災直後の 3 月 15 日に一時的に大気中の放射性物質レベルが上昇したものの、現在は原発事故前の通常測定値範囲内にある。また福島では、3 月 15 日、16 日に 25 μ Sv/h 程度の高い数値が観測されたが、その後は 1~3 μ Sv/h の水準で推移している。なお、放射線量は建材などの遮蔽物があると減衰する性質があり、実際に受ける放射線量は大気中の測定値より少なくなる。なお、これら放射線量の目安であるが、例えば 2 μ Sv/h を屋外で 1 年間浴び続けた場合、CT スキャン 2.5 回分に相当する被ばく量となる。

環境への影響がなく、安全であることが確認されている⁷。

(b) 食品モニタリング

福島第一原発の事故後周辺環境から放射能が検出されたことを受け、日本政府は、食品衛生法上の措置として、原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、規制値が指標を上回る食品については食用に供されないよう 2011 年 3 月 17 日に各自治体に通知した。厚生労働省薬事・食品衛生審議会等での議論を踏まえて暫定基準値が見直され、2012 年 4 月に食品衛生法に基づく放射性セシウムの現行基準値が設定された⁸。食品衛生法に基づき、基準値を超過する食品は回収、廃棄され、また、原子力災害対策特別措置法に基づき、基準値を超えた地点の広がり等が確認された場合、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等が指示される。このような厳格な管理により、基準値を超過した食品が市場流通することのない仕組みを講じており、食品の安全性は担保されている。

2022 年度からは、ALPS 処理水中に含まれるトリチウムの水産物への影響を調査し、その懸念を払拭するため、水産庁が福島近海における水産物中のトリチウム濃度についてモニタリングを行っており、その結果、ALPS 処理水の放出前後で水産物中のトリチウム濃度に変化は見られない。

(c) 港湾等のモニタリング

日本政府は、2011 年 4 月中旬から港湾の大気及び海水についても測定し、結果を国土交通省ホームページ⁹等で公表してきている。さらに港湾内の船舶についても、同年 4 月 22 日に発出された「船舶に関する放射線測定のためのガイドライン」に基づき、同年 4 月 28 日から、公的機関（国、港湾管理者、日本海事協会）による輸出コンテナ及び船舶の放射線測定と、それに対する証明書の発行が始まった。

②放射線環境影響評価及びIAEAによるレビュー

東京電力は、福島第一原発の建屋内にある放射性物質を含む水について、トリチウム以外の放射性物質を、安全基準を満たすまで浄化した ALPS 処理水の海洋放出に係る放射線環境影響評価（2023 年 2 月）を作成・公表¹⁰し、処理水放出による海洋環境への影響、及び、水産物等を経由した人体への影響について、いずれも無視できる程度であると結論づけた。同環境影響評価を含む ALPS 処理水の海洋放出に係る日本の取組については、IAEA 職員及び国際専門家からなる IAEA タスクフォースのレビューを受け、2023 年 7 月には、IAEA がレビュー結果をまとめた包括報告書を作成・公表¹¹し、ALPS 処理水の海洋放出は、国際安全基準に合致しており、その人及び環境への放射線影響は無視できるほどであると結論づけられている。

海洋放出開始後も、同タスクフォースによる安全性レビューミッションが 5 回（2023 年 10 月、2024 年 4 月及び同年 12 月、2025 年 5 月及び同年 12 月）実施された。それぞれのレビューミッションを受けて、2024 年 1 月及び同年 7 月、2025 年 3 月及び同年 9 月に IAEA が公表した報告書では、日本の取組について、関連する国際安全基準の要求事項と合致しないいかなる点も確認されなかったと結論づけられている。

2024 年 9 月 20 日、日本と IAEA は、関係国の関心を踏まえ、IAEA の枠組みの下で従来のモニタリングを拡充することで一致した。2024 年 10 月以降、この追加的モニタリングの一環として、第三国の分析機関の専門家による試料採取が 7 回実施されており、これらの公表済みの結果報告書でも、ALPS 処理水の海洋放出が人及び環境に対する放射線影響は無視できるほどであることが確認されている。

③我が国輸出品の産地証明・放射線検査証明等

輸出される農林水産物・食品に関しては、国内流通過程での検査に加え、水際においても我が国産品の安全性に対する信頼を確保するために、主要な諸外国・地域における食品の検査や規制強化の状況について輸出業者に情報提供し、必要に応じ放射性物質検査証明書や産地証明書等を発行（我が国港湾における放射線測定と証明書の発行

⁷ 環境省ウェブサイト（<https://policies.env.go.jp/water/shorisui-monitoring/map/02/>）、東京電力ウェブサイト（<https://www.monitororbs.jp/ja/index.html>）参照。

⁸ 令和6年4月1日に、食品衛生基準行政は、消費者庁に移管された。

⁹ http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr1_000040.html

¹⁰ https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/images/ria_202112j.html

¹¹ <https://www.iaea.org/topics/response/fukushima-daiichi-alps-treated-water-discharge-comprehensive-reports>

については上記①(c)の通り。)している。

④正確で効果的な対外情報発信

(a) 風評払拭に向けた取組の推進体制

日本政府は、関係府省庁で構成する「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を設置し、2017年12月に「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定した。これに基づき、国内外に対する正確で効果的な情報発信等に取り組んでいる。

ALPS 処理水の海洋放出に関しては、東京電力が公表資料の多くをウェブサイトで公開している¹²ほか、経産省¹³、環境省、原子力規制庁等も各種モニタリング情報その他の有益な情報を公開し、ALPS 処理への理解の増進と風評影響の抑止に努めている。

(b) 各国政府に対する情報発信・働きかけ

震災発生直後より、各国・地域の輸出入関連措置等に関しては、各種国際会議などの場で情報発信・働きかけを行い、各国・地域の関係当局が科学的かつ合理的な判断に基づいて適切な対応を行うよう要請してきた。例えば、韓国の日本産水産物輸入規制については、WTO・SPS 委員会にて「特定の貿易上の懸念（STC）」として議論を提起したほか、2015年9月、我が国の要請により WTO 協定に基づくパネルが設置され、2019年4月に上級委員会報告書が公表された（詳細は第 I 部第 7 章を参照）。ALPS 処理水の海洋放出開始後の中国・香港・マカオ・ロシアによる日本産水産物等の輸入規制については、科学的根拠に基づかない不当な措置であるとして、二国間会談での是正要求のほか、WTO の物品理事会・SPS 委員会をはじめとした各種国際会議において懸念を表明し、早期撤廃を要求している。加えて、2025年10月の日中首脳会談をはじめ、引き続き、あらゆる機会において、様々なレベルでの働きかけを行っている。

(c) 産業界・プレス等に対する情報発信

日本政府は、全ての在外公館（大使館、総領事館等）に対し震災関連の情報発信を強化するよう指示を行い、世界各地における在外公館による説明会を開催している。また、輸入規制の撤廃及び風評影響払拭を目的とした被災地の産品を利用したレシピ作成や PR 活動、メディアを利用した宣伝等を実施している。さらに、国内でも各種説明会を開催しており、特に在京外交通・在京プレス特派員等を対象に、記者会見やブリーフィングを実施している。その他、対メディアの個別インタビューへの対応やプレスリリース等の発出を通じた関連情報の迅速な発信の取組、海外メディアの招聘等を行っている。

(3) まとめ

原発事故と原子力災害発生を受け、我が国は日本産品の安全性を確保すべく、早急に対応を実施してきた。しかし各国・地域が日本産品に対して規制を強化した結果、被災地から遠く離れた地域の産品に対しても検査等多大なコストが生じ、品目によっては輸出自体ができなくなる事態が発生した。

東日本大震災及び原発事故後、我が国は、国際社会の要請に応え、透明性を確保しつつ迅速かつ正確な情報提供に最大限努めてきた。事故直後迅速に構築された大気・水・食品等のモニタリング体制、食品の流通過程での厳格な検査体制、港湾での輸出産品のモニタリング体制を確立したことで、我が国産品の安全性は確保されている。

また大気等のモニタリングによる検査結果は、震災後の早い段階で各種数値が低減していることを示しており、ICAO（国際民間航空機関）や IMO（国際海事機関）といった国際機関からも事故直後から我が国への渡航等の安全性を明示する報道発表がなされてきた¹⁴。さらに IAEA からは、我が国の原発事故への対応は、取り得る最良の

¹² 「処理水ポータルサイト」 (<https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/>)

¹³ https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/shirou_alps.html

¹⁴ 国際民間航空機関（ICAO）「日本への渡航制限はない」（2011年3月18日付けプレスリリース）

<http://www.icao.int/Newsroom/Pages/no-restrictions-on-travel-to-japan.aspx>

国際航空運送協会（IATA）「日本への渡航制限はない」（2011年3月19日付けプレスリリース）

ものであったとの評価を受けている¹⁵。

農林水産物・食品については、前述のとおり政府一丸となって撤廃に向けた働きかけを行ってきた結果、規制を講じた 55 の国・地域のうち、50 の国・地域が規制を撤廃したが、5 か国・地域で規制を継続している。日本として、引き続き最大限の透明性をもって迅速かつ正確な情報発信をするよう努めることはもちろんであるが、各国・地域政府に対して、不当な輸入規制措置をとらず、国際ルールに則った対応をするよう求めていく。

<http://www.iata.org/pressroom/pr/Pages/2011-03-18-02.aspx>

国際海事機関 (IMO) 「日本港湾での放射能による健康被害はない」 (2011年3月24日付けプレスリリース)

<http://www.imo.org/MediaCentre/PressBriefings/Pages/13-navigation-off-japan.aspx>

¹⁵ IAEA 調査団報告書“IAEA INTERNATIONAL FACT FINDING EXPERT MISSION OF THE FUKUSHIMA DAI-ICHI NPP ACCIDENT FOLLOWING THE GREAT EAST JAPAN EARTHQUAKE AND TSUNAMI”

https://www-pub.iaea.org/mtcd/meetings/pdfplus/2011/cn200/documentation/cn200_final-fukushima-mission_report.pdf

